

議案第 39 号

三田市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を
改正する条例の制定について

三田市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条
例を次のとおり定める。

平成 26 年 2 月 21 日提出

三田市長 竹 内 英 昭

三田市条例第 号

三田市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を
改正する条例

三田市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（昭和39年三田市
条例第31号）の一部を次のように改正する。

別表中

千 円	千 円	千 円	千 円	千 円	千 円
189	294	409	544	729	929
179	279	379	484	659	859
169	268	363	463	609	799
164	253	338	428	574	759
154	233	308	388	514	684
144	214	284	359	469	639

を

に改める。

千 円	千 円	千 円	千 円	千 円	千 円
239	344	459	594	779	979
229	329	429	534	709	909
219	318	413	513	659	849
214	303	388	478	624	809
204	283	358	438	564	734
200	264	334	409	519	689

付 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。